

報告

2015 年人種差別撤廃施策推進法案審議の背景と過程

—日本における「人種差別に対する法的対処の不在」とその変化

明戸 隆浩 関東学院大学ほか非常勤講師

キーワード：人種差別，ヘイトスピーチ，法的対処の不在

本報告では、2015年に国会に提出された人種差別撤廃施策推進法案の社会的背景および審議の過程を追うことを通して、日本における「人種差別に対する法的対処の不在」という状況がどのような形で変化しつつあるのかについて検討する。具体的にはまず、海外のヘイトスピーチや人種差別にかかわる法制度の枠組みを概観した上で、日本における法案提出に至るまでの社会的背景について描写する。そして法案の概要についてヘイトスピーチや人種差別の定義を中心に検討した上で、2015年8月に行われた参議院法務委員会での審議の過程、およびその前後のメディア報道における同法案の扱いについて整理を行う。これら全体を通して、日本における「人種差別に対する法的対処の不在」が、少しずつだが明らかに変わり始めていることを示したい。

1 はじめに

「何が子どもじゃそんなもんお前！ スパイの子どもやないかスパイの！」「朝鮮学校を日本から叩き出せ！」「キムチ臭いねん」「日本に住まわせてやってんねん。法律守れ！ ルール守れ！」「端のほう歩いとったらええんや初めっから偉そうにせんと」。2009年12月4日、京都朝鮮第一初級学校（初級学校は小学校に相当）校門前で、「在特会」メンバーなどが暴力的なヘイトスピーチ（事件当時はまだこの言葉は一般的には使われていなかった）を行う事件が発生した^{*1}。ここで示したのは、その際に実際に行われた発言の一部である。

このときの模様はインターネット上の動画でも確認することができるが^{*2}、同時に上の一連の発言を含む在特会らのヘイトスピーチの様子をまとめた映像は、2014年8月に国連人種差別撤廃委員会で日本に関する審査が行われた際、参考資料として委員らの前でも上映された。そのため審査の場ではこの映像に基づいたコメントも多く出されたが、しかし驚くべきことに、そうした具体的な事実に基づいた指摘がなされた後ですら、日本政府代表は2008年および2013年に国連に政府報告を提出した際に示した「……人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思

想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない」という発言をほぼそのまま繰り返したのである^{*3}。

ここでわざわざこうしたことを確認したのは、上記の発言が、人種差別やヘイトスピーチに対する2015年までの日本政府の姿勢を、ある意味象徴するものだと考えたからである。ここで登場している「人種差別の煽動」はヘイトスピーチの核心部分とも言えるものだが^{*4}、確かに日本は、国連人種差別撤廃条約に加入した際、差別煽動への法的対処を求める第4条のa項とb項を留保している。したがって差別煽動に対して法的な規制を設けないという上記の発言は、この留保と整合性を保つためだとは一応言える（だからと言って「状況がそこまでではない」と主張できるかどうかはまた別の問題だが）。しかし仮にそうした議論を認めたとしても、人種差別の煽動に法的な対処をしないということと、人種差別一般について何の法的対応も行わないということは、区別して考えられなければならない。実際国連人種差別撤廃条約では、第4条に先立つ第2条で人種差別禁止法の制定を事実上要請しているのだが、日本ではそうした法律はこれまでずっと不在のままであった。つまり日本では、表現規制にかかわるという意味で議論が分かれる人種差別煽動の規制はもちろん、その前提になるはずの人種差別一般を法的に禁止するという試みそれ自体が、まだ一度も行われたことがないのである。

とはいえ、本報告の目的はこうした「人種差別に対する法的対処の不在」について検討することではない。本報告で試みたいのは、こうした日本の状況がようやく変化の兆しを見せつつあるということをおもに2015年5月に国会に提出された「人種差別撤廃施策推進法案」を素材として描き出すという作業である。「人種差別撤廃施策推進法案」は、民主党など超党派の議員によって提出されたいわゆる「議員立法」であり、その中でもとくに野党議員提出の法案であるということから、そもそも成立の見込みが高い法案というわけではない。実際、2015年の国会においては、8月に参議院法務委員会で一度審議にかけられただけで、そのまま継続審議となった。2016年の国会では4月以降に審議の可能性があるが、政治状況の流動性もあり、具体的な目処が立っているわけではない。しかしそれでも、日本で初めて人種差別禁止にかかわる法案が国会で審議されたという事実は重く、したがってこの法案がどのような背景のもとで現れ、どのような内容を持ち、それに対してどのような議論が行われたのかをこの段階で整理しておくことは、重要な作業だと思われる。

2 人種差別撤廃施策推進法案の位置づけと社会的背景

(1) 海外の状況と法制度の種類

日本についての議論に入る前に、先に海外の状況を概観しておきたいと思う。先に述べたように、日本には人種差別煽動にかかわる法律はもちろん、そもそも人種差別にかかわる法律が何もないが、世界全体としてみると、人種差別について何らかの法制度を設けている国のほうが圧倒的に多い（前田、2015）。アメリカの政治学者エリック・ブライシュの議論（Bleich, 2011）をふまえて本報告執筆者が行った整理によると、ヘイトスピーチや人種差別にかかわる法制度には大きく分けて(1)ヘイトスピーチ規制、(2)ヘイトクライム法、(3)人種差別禁止法、の3つがあるが（明戸、2014a）、3ついずれ

も設けていないのは主要国では日本くらいである。

このうちまず(1)ヘイトスピーチ規制についてだが、これは先に示した差別煽動をはじめ、「表現」を直接的に対象とするものである。そのためイギリス、フランス、ドイツなどヨーロッパ諸国ではこうした規制が積極的に導入されてきた一方、アメリカでは憲法修正第一条で定められた「表現の自由」に抵触するものとして、連邦レベルでの規制は設けられてこなかった。しかしアメリカである意味これに対する「代替」として発達してきたのが、(2)のヘイトクライム法である。これは暴行や殺人など刑法上すでに規定があるものについて、その動機が差別的なものであればそうでない場合よりも罪を重くする（「加重」という）という法律である。人種差別的動機による暴行や殺人は、「煽動」（＝新たな差別や暴力を引き起こすこと）との関係で言えば「川下」（＝煽動によって引き起こされるもの）に当たるが、アメリカが採用したのは「川上」である煽動には表現の自由の観点から規制をしない一方で、それが「川下」に至った場合には通常より重い処罰を課す、という方法であった⁴⁵。なおこのヘイトクライム法は、その後イギリスやフランスでも導入され、現在では人種差別禁止にかかわる主要な法制度の一つを構成している（ドイツにはない）。

しかしより重要なのは、(3)の人種差別禁止法である。この法律は一方で「差別的取り扱い」、すなわち雇用や住居、入店などにかかわる差別を禁止するものであるが、同時に(1)や(2)を含む人種差別全般を禁止する「土台」の役割を担う場合も多い。イギリス、フランス、そしてアメリカではこうした法律が60年代から70年代にかけて成立しているが（アメリカで人種差別禁止法にあたるのはよく知られた「公民権法」である）、この観点から見ると、イギリス・フランスとアメリカの違いは、人種差別禁止法を設けた上でそこにヘイトスピーチへの規制も盛り込むか、あるいは対象を「差別的取り扱い」に限定するか、の違いだということになる。なおここでも例外的な歴史をもつのはドイツで、ドイツではイギリス・フランス同様60年代からヘイトスピーチ規制を成立させているが、それは人種差別禁止法を前提としたものではなく、刑法の改正によるものだった（櫻庭、2012）。しかしそのドイツでも2006年に一般平等待遇法が成立しており、そこには人種にかかわる「差別的取り扱い」についての条項も盛り込まれた。つまり国ごとに細かい経緯の違いはあるにせよ、2015年時点で、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカは、すべて人種的な「差別的取り扱い」を禁止する法律をもっていることになる。

以上のように、(1)ヘイトスピーチ規制、(2)ヘイトクライム法、(3)人種差別禁止法という3つの法制度ということを考えた場合、(1)に重点を置くドイツ、逆に(2)や(3)に重点を置くアメリカ、あるいはすべてを揃えるイギリス・フランスに対して、日本には現時点では(1)(2)(3)どれも無い。こうした中で2015年5月に国会に提出されたのが、すでに触れた「人種差別撤廃施策推進法」である。この法律は上記の分類で言うと、(1)を含む(3)から刑事罰等直接的な処罰規定を取り除いた「理念法」ということになる。つまりそこでは、ヨーロッパで刑事罰が科されるヘイトスピーチについてはもちろん、アメリカも含め多くの国で処罰規定がある差別的取り扱いについても「理念的」な禁止にとどめられている。すでに十分対応が遅れている中でこの法案がどこまで十分なものであるかについては議論があるところだが（しかし3(3)で見るように日本ではこうした法案に対してすら根強い反対意見がある）、これまで日本が人種差別関連の法制度が何もない「ゼロ」の状況であったことを考えるな

らば（明戸、2014c）、2015年のこの「変化」は、かなり大きいものだと言っていいたいだろう。

(2) 法案提出の社会的背景

とはいえ当然ながら、こうした「変化」は何もないところからいきなり出てきたわけではなく、背景にはさまざまな動きの積み重ねがある。そしてそうした動きが直接今につながる形で登場したのは、2013年のことだった。この年の3月14日、東京・永田町の参議院議員会館で、日本で初めてヘイトスピーチの問題を扱う国会集会が行われる。呼びかけ議員にはその後法案作成の中心人物となる有田芳生参議院議員ほか民主党、社民党など11人の野党議員が名を連ね、当日はジャーナリストで在特会取材のパイオニアである安田浩一、冒頭で言及した京都朝鮮第一初級学校襲撃事件の民事訴訟弁護団の一人であった弁護士の上瀧浩子、同じく京都事件で保護者の一人として現場に駆けつけ、その後の民事訴訟でも重要な役割を担った刑法学者の金尚均、そして一水会最高顧問の鈴木邦男、同代表の木村三浩が報告を行った。また集会の様子は翌々日（3月16日）に朝日新聞によって報じられたが⁴⁶、この記事で「ヘイトスピーチ」という言葉が明確に用いられたことは、その後メディアで「ヘイトスピーチ」という言葉が一気に普及する契機となった⁴⁷。

しかし同じ表現の繰り返しになるが、この国会集会自体、何もないところからいきなり出てきたわけではない。その背景にはまず、2013年2月以降の「カウンター」と呼ばれる活動の活発化があった⁴⁸。具体的には2月9日、東京・新大久保で行われた在特会によるヘイトデモに対抗する運動として、野間易通らによって「レイシストをしばき隊」が組織される。在特会は前年（2012年）6月以降おもに韓国を標的として新宿や新大久保でヘイトデモを繰り返していたが、「しばき隊」結成の目的は、デモ後在特会メンバーらが新大久保の韓国系の飲食店などを荒らす行為（「お散歩」と呼ばれた）を阻止することだった。また次の週末である2月17日にも同じく新大久保で在特会らによるヘイトデモが行われたが、その際には木野寿紀らによって「仲良くしようぜ」などのプラカードを掲げる活動が企画され、この活動はその後在特会に対するカウンター活動で重要な位置を占めることになった。また続く2月24日には今度は大阪・鶴橋で在特会らがヘイトデモを行うが、これに対しては在日コリアン3世の凜七星らによって結成された「友だち守る団」を中心にカウンター活動が行われた。2013年3月の国会集会は、こうした東西含めたカウンター活動の活発な展開の中で、成立したものだだったのである。

また他の重要な背景としては、2014年に連続して行われた、国連による2つの勧告が挙げられる。まず2014年7月、国連の自由権規約委員会から総括所見が出される。自由権規約委員会の審査は国際人権規約に基づいて行われるもので、その対象はきわめて広範囲に及ぶが、差別煽動についてはとくに言及があり、政府に対して何らかの対処を行うことが求められた。また続く2014年8月には、冒頭でも触れた国連人種差別撤廃委員会の審査が行われ、その後やはり総括所見が出された。そこではヘイトスピーチへの対処の必要性のほか、あらためて「人種差別を禁止する包括的な特別法の不在」が指摘されることになった⁴⁹。自由権規約委員会からの勧告は6回目、人種差別撤廃委員会からの勧告は3回目であり、これまでのそうした勧告が大きな注目を集めることはあまり多くはなかったのだが、この年の勧告は前年からメディアで「ヘイトスピーチ」という言葉が注目され

ていたこともあって例年にない関心を集め、新聞やテレビでも大きく報道されることになった。

また最後に挙げておきたいのは、2014年以降に各地の地方議会で始まった、国に対してヘイトスピーチ対策を求める意見書の提出である。口火を切ったのは同年9月の東京都国立市の動きであったが、それは前月の国連人種差別撤廃委員会の勧告をふまえ、国に対して「ヘイトスピーチを含む人種および社会的マイノリティへの差別を禁止するための法整備」を求めるものだった。この動きは当初は国立市がやや突出する形になったが、その後全国に拡大し、2016年2月9日までにすでに298議会に達している^{*10}。意見書採択にあたっては当然ながら自民党や公明党など与党系の議員の賛成も取り付ける必要がある、全会一致で可決したケースも多い。こうした動きもまた、とくにその積み重ねによって国会での法案成立に向けた重要な背景を形成していくことになった。

3 人種差別撤廃施策推進法案とそれをめぐる議論

(1) 法案の概要

こうした中で、2015年5月22日、「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（人種差別撤廃施策推進法案）が参議院に提出された^{*11}。法案は全部で23条からなり、第1章が総則（第1条～第9条）、第2章が基本的施策（第10条～第19条）、第3章が人種等差別防止政策審議会（第20条～第23条）となっている。このうちまず第1章では、第1条でその目的を「人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定める」とし、第2条で「人種等」を「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身」とした上で、第3条で基本的な原則を提示している。それによると、この法案で禁止されるのは、まず第1項にある「特定の者に対し、その者の人種等を理由とする不当な差別的取扱いをすること」および「特定の者について、その者の人種等を理由とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動をすること」の2点である。このうち前者は2(1)でも触れたような雇用や住居、入店などにかかわる差別を禁止するもの、後者は特定の者に対する侮辱や嫌がらせを禁止するもので、前者は差別的取り扱い、後者はヘイトスピーチについて規定しているが、いずれも「特定の者」に対して行われる点に共通性がある（なお後者のような「特定の者」に対するヘイトスピーチは、一般的な侮辱という形ならば現行法でも一応対処可能である）。

そして続く第2項で禁じられているのが、「人種等の共通の属性を有する不特定の者について、それらの者に著しく不安若しくは迷惑を覚えさせる目的又はそれらの者に対する当該属性を理由とする不当な差別的取扱いをすることを助長し若しくは誘発する目的で、公然と、当該属性を理由とする不当な差別的言動」をすることである。長い記述だが、ここでは第1項と違って「不特定の者」が対象となるヘイトスピーチ（一般的に「〇〇人を叩き出せ」などと主張するもの）について規定されており、その内容として「それらの者に不安や迷惑を覚えさせる」ことと「差別的取り扱いの助長や誘発」が挙げられている。このうち後者は先に見た「差別煽動」についての規定だが、前者を加えることで、煽動であることが明確に立証できない場合でも標的となる集団のメンバーに脅威を与えるものであれば禁止の対象になることが示されている。

その後、人種差別を防止すべき分野を示した第4条、国際社会との協調を示した第5条、国およ

び地方公共団体の責務および民間団体との協力を示した第6条、人種差別防止のための基本方針を定めることを示した第7条、財政上の措置について示した第8条、年次報告の提出について定めた第9条と続く。また第2章では、第10条で相談体制の整備、第11条で多様な文化等に関する情報の提供、第12条で人種差別に関する啓発活動、第13条で人権教育の充実、第14条で人種差別に関する情報の収集や提供、第15条でインターネット上の人種差別防止のための取組支援、第16条で地域における活動の支援、第17条で民間の団体等の支援、第18条で人種差別にかかわる実態調査の実施、第19条で人種差別の標的となった者の意見を政策に反映させる措置を講ずること、をそれぞれ定める。このうちとくに第18条の調査の実施、および第19条の当事者の意見の反映は、人種差別撤廃のための基本的な法律に盛り込むべき内容として、重要なものと思われる。

最後の第3章では、人種等差別防止政策審議会の設置について定めている。このうちまず第20条では、第7条で触れた基本方針を策定すること、内閣総理大臣の諮問に応じて人種差別に関する重要事項を調査審議すること、内閣総理大臣らに意見を述べたり勧告を行ったりすること、を審議会の職務として定める。また第21条では、審議会が内閣総理大臣によって任命された学識経験者ら15人以内の委員で構成されること、第22条では審議会が関係行政機関に必要な協力を求めることができること、をそれぞれ定めている（最後の第23条はその他必要事項は政令で定めるという規定）。

(2) 8月6日参議院法務委員会での審議

以上の内容をもつものとして提出された人種差別撤廃施策推進法案であるが、その後審議入りするまでにはかなりの時間を要し（そもそも審議入りしない可能性のほうが高いとさえ言われていた）、参議院法務委員会で具体的な審議が行われたのは、安保関連法案審議のため国会の日程が大幅に延長された後の8月6日のことであった。当日は法務委員長である公明党の魚住裕一郎参議院議員が議長を務め、猪口邦子（自民）、有田芳生（民主）、矢倉克夫（公明）、真山勇一（維新の党）、仁比聡平（共産）、田中茂（日本を元気にする会）、谷亮子（生活の党と山本太郎となかまたち）の各参議院議員が質問に立った。発議者は小川敏夫、有田芳生、前川清成の各参議院議員（いずれも民主）である^{*12}。

このうち最初に質問に立ったのは自民党の猪口邦子であるが、猪口はこの法案に対するものとして一般的にイメージされる自民党議員の姿勢とは異なり、この法案を評価する立場から男女共同参画社会基本法を念頭に「この法案は基本法として理解してよいか」「その場合基本計画策定義務を国などに課さなくてよいか」といった踏み込んだ質問を行い、（本報告執筆者を含む）傍聴席を驚かせた。TVニュースなどでは「自民党議員は表現の自由との兼ね合いから慎重な姿勢」といったナレーションの背景に猪口が登場するなどあたかも猪口がそうした批判を行ったかのように思わせる報道もなされたが、実際に猪口が質問したのは「言論の自由との関係の懸念の意見というのもありますけれども、そういう言論等を萎縮させる可能性にどう対処をするべきか」というごく一般的なものであり、全体としてこの法案に対して評価をするという立場に影響するものではなかった。

そしてこうした猪口の姿勢は猪口個人のものではなく、委員会全体で基本的に共有された「空気」を反映したものですらであった。そこで与野党を問わず共有されていたのは、一言でいえば「ヘイトスピーチに対しては何らかの法的対策が必要だ」という基本的な方向性である。次に質問に立っ

た民主党の有田は発議者でもあるので当然として、ある意味それを象徴するものとして、三番目に質問に立った公明党の矢倉克夫の発言を挙げることができる。

ヘイトスピーチの問題は人権の問題でも当然でございます。それとともに、やはり日本の在り方の問題でもあるというふうに私も思います。特に、マイノリティーの方々が何かおびえながら生きていかなければいけないというこの社会そのものがやはりおかしいと。日本がどういう社会の在り方を求められているのか、そういうような方々と共生できるような在り方、これがやはり日本の社会の在り方であるというふうにも思っております（後略）

本報告執筆者が矢倉のこの発言を聞いてその場で想起したのは、2015年4月に翻訳出版されたアメリカの政治哲学者ジェレミー・ウォルドロン『ヘイトスピーチという危害』の一節であった。ウォルドロンはヘイトスピーチにかかわる法制度が必要とされる根拠についてそれを社会の成員の「安心(assurance)」に求め、ヘイトスピーチが問題なのは、そうした「安心」のうちとくにマイノリティのそれが脅かされるからだ、という(Waldron, 2012)^{*13}。矢倉の発言がウォルドロンの議論を意識したものであったかは定かではないが、それは結果として「なぜヘイトスピーチに関わる法制度が必要なのか」という問いに答えるものとなっている。

とはいえ、当日の議論ではこうした基本的前提の確認だけが行われたわけではもちろんなく、先に示した第3条の差別的取り扱いや差別的言動の定義を中心に、かなり突っ込んだやり取りも行われた。中でもとくに興味深かったものの一つは、共産党の仁比聡平が、当時大阪市で審議中（その後2016年1月に修正の上成立）だったヘイトスピーチ対策条例における定義を引き合いに出しながら、この法案のヘイトスピーチ定義について質問する場面である。大阪市の条例では、ヘイトスピーチは、人種や民族など特定の属性をもつ個人や集団を社会から排除したり、権利や自由を制限したり、差別や暴力を煽ったりする目的で、そうした個人や集団を誹謗中傷したり、脅威を感じさせたりすること、と定義されている。こうした定義をふまえて仁比が強調したのは、その対象をより明確にするという点で大阪市の条例にあるような「排除」という点を前面に出すべきではないか、ということであった。先に述べたように、人種差別撤廃施策推進法案では特定の者については「侮辱や嫌がらせ」、不特定の者については「不安や迷惑を覚えさせる」といった言い方がなされているが、大阪市の条例における定義などとの関連でこの部分をどのような形で最終的に規定するかについては、さらに詰めていく必要があるだろう。

(3) メディアでの報道

以上のように、当日の審議ではとくにヘイトスピーチの定義などをめぐって踏み込んだ応酬もなされたが、あらためて確認すれば、議論全体の方向性は明らかにこうした法案の必要性を強く支持するものであった。そしてそれに対するメディアの報道も、基本的にはそうした方向性に沿ったものだった、と言える。たとえば審議入り直後、前項で紹介した具体的な審議がまだ行われていない8月4日出された「ヘイトスピーチ規制、審議入り 人種差別撤廃法案 国に防止策責務・罰

則なし」という朝日新聞の記事では、背景として国連の勧告や京都朝鮮学校襲撃事件の裁判に触れ、併せて2(2)でも紹介した刑法学者の金尚均のコメントなどを掲載している。また朝日新聞はその後8月28日にも「ヘイト禁止法案、採決見送りへ 表現の自由で与野党に溝」という記事を書いているが、そこでは後半に「なお続く差別煽動」としてヘイトスピーチの現状について詳しく言及している。また毎日新聞も、審議に先立つ8月3日に「人種差別禁止審議へ 野党が法案 参院あすから」と題する記事、また審議後の8月24日には「人種差別撤廃法案 公明、対案提出へ 自民は方針検討中」として、猪口議員への取材も含めた詳細な記事を出している。

しかし併せて指摘しておかなければならないのは、こうした報道においては、一方で「表現の自由」の観点から法対策に慎重な立場に対してもかなりの配慮がなされたということだ。たとえば先に挙げた8月4日の朝日新聞の記事では、末尾で「一方で、ヘイトスピーチを法律で規制することには、憲法が保障する「表現の自由」に例外を設けることになるのではないかと懸念が出ている」とした上で、国連勧告やヨーロッパでの事例をふまえて当然必要な立法だとする刑法学者の前田朗の見解と、人権救済制度などの法整備は必要だが、今回の法案は治安立法やデモなどの表現規制につながりかねないとして慎重姿勢を見せる法学者の山田健太の見解を並立させている。また国会審議にやや先立つ2015年7月21日、やはり朝日新聞に「憎悪の表現と法規制 ヘイトスピーチ」という鼎談記事が掲載されているが、そこでは憲法学者の長谷部恭男が、今回の人種差別撤廃施策推進法案について次のようにわかりやすく自らの立場を述べている。

表現の内容に基づく規制は、表向きは正当な理由、立法目的を掲げているものの、経験的に言って、政府の側に特定の党派や思想を抑圧しようとする不当な動機があって導入される蓋然性が高い。そうすると、思想や情報の流通がゆがめられ、思想の自由市場がうまく機能しなくなる。だから、表現の内容に基づく規制は、原則許さない、というのが憲法学のオーソドックスな考え方。ヘイトスピーチも表現活動であり、その規制は表現の内容に基づく規制ということになる。やはり、慎重の上にも慎重に、規制の必要性や合理性を考えねばならない。

ここからうかがえるのは慎重論が長谷部個人の見解ではなく憲法学の主流である、という立場だが、続いて司会者から「処罰のない理念法については」と尋ねられても、長谷部は「特定の個人や団体に対するものであれば現行法で十分に対応可能」と述べるにとどまっている。なおおそらくここで長谷部が考えているのは、第3条2項の「煽動」にあたる部分は理念法であっても対象とするべきではなく、また第3条1項の「特定の者に対する侮辱」については現行法で対処可能ということだと思われるが、同じく第3条1項の「特定の者に対する差別的取り扱い」(2(1)で触れたように、これは表現の自由を重視するアメリカでも処罰の対象となる)について長谷部がどう考えるかについては、明らかではない。

このように、人種差別撤廃施策推進法案をめぐるメディアの報道は、基本的には法対策の必要性をふまえたものであったにせよ、同時に慎重派に対してもかなりの配慮を行う場合が多かった。とはいえ、そもそも基本的な方向が法対策の必要性に向くということ自体、「ヘイトスピーチ」という

言葉が普及する 2013 年以前では考えられなかったことであり、そうした点ではメディア報道においても十分に「変化」を確認することはできるように思える。なお付け加えれば、この問題に対しては地方紙の関心も高く、たとえば 8 月 27 日には信濃毎日新聞が「ヘイトスピーチ 「基本法」審議に本腰を」という社説を掲載し、表現の自由の問題に触れつつも法案を支持する方向を打ち出したほか、10 月 17 日には神奈川新聞が「法案継続審議 人種差別根絶へ一歩を」という社説を掲載、より踏み込んだ形で法案成立の必要性を説いている。

4 おわりに

以上見てきたように、2015 年の人種差別撤廃施策推進法案の審議過程は、依然として一部の法学者らのあいだでこうした法案に対する抵抗感が根強いことを明らかにしつつも、国会内の議論においても、またメディアでの報道においても、2013 年に「ヘイトスピーチ」という言葉が登場する以前であれば考えられないような状況を出させた。こうした状況が成立した背景には、2013 年以降の反レイシズム運動をはじめ、一連の国連勧告、そしてそれに続く地方自治体の意見書の採択など、さまざまな動きの蓄積がある。結果として 2015 年の国会で法案は成立しておらず、また 1 でも触れたように 2016 年の国会でも明確な見通しがあるわけではまったくないが、日本における「人種差別に対する法的対処の不在」という状況は、確実に変化の兆しを見せている。今日ここで書いてきたことはあくまでも「途中経過」にしかすぎないが、状況は確実に前に進んでいる。次にこのテーマで論考を執筆する機会があるときには、具体的な法律の成立をふまえた上で、その成立過程を記述するような状況ができてくれることを願いつつ、ここでは稿を閉じることにしたい。

追記：本稿校正中の 3 月 25 日、与党の自民・公明両党は、ヘイトスピーチ関連の法案を今国会に提出する方針を明らかにした。今後の動向を注意深く見守りたい。

- *1 この事件では、2010 年 8 月に主要メンバー 4 名が逮捕され、2011 年 4 月に有罪判決が下された。またその後学校側が在特会らを相手取って民事訴訟を起こしたが、2013 年 10 月の京都地裁の判決では、在特会側に約 1200 万円の支払いおよび新校舎付近での街宣禁止が言い渡された（2014 年 7 月の大阪高裁でも同様の判決が出された後、2014 年 12 月に行われた最高裁の判決で確定）。なお事件およびその後の裁判の過程は、中村（2014）に詳しい。
- *2 URL: <https://www.youtube.com/watch?v=7u3Nr8xyfkk>, 2016 年 2 月 12 日アクセス。なお報告内で言及した URL は、すべて 2016 年 2 月 12 日に最終アクセスを行っている。
- *3 なお当日の審査の様子は、IMADR のウェブサイトにある映像 (<http://www.treatybodywebcast.org/cerd-85-japan/>) で確認することができる。
- *4 日本で「ヘイトスピーチ」という言葉を初めて本格的に導入した本の一つである師岡（2013）では、「ヘイトスピーチとは……その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別・敵意又は暴力の煽動」（自由権規約 20 条）、「差別のあらゆる煽動」（人種差別撤廃条約 4 条本文）であり」とされている（師岡、2013：48）。なお差別煽動があくまでもヘイトスピーチの「中核」であって「すべて」ではないのは、特定個人や組織に対する侮辱的・脅迫的言動が、仮にそれが「煽動」に当たらなくてもヘイトスピーチだと見なせる場合があるからである。
- *5 ヘイトスピーチ／ヘイトクライムの区分を含むアメリカにおけるヘイトスピーチ規制の（不在の）歴史について

は、明戸（2014b）参照。

- *6 「殺せ」連呼するデモ横行 言論の自由か、規制の対象か」朝日新聞 2013 年 3 月 16 日。
- *7 ただしこの最初の国会集会、および 2 回目の議員主催の国会集会（5 月 7 日）では、法対策への言及は一部の発言者による問題提起という形にとどまっていた。こうした状況が変化し、法対策の必要性が広く共有されるようになったのは、被害当事者の声を中心とした NGO 主催の院内集会（6 月 20 日）などを経た、3 回目の国会集会（11 月 28 日）以降である。その後 2014 年 4 月に「人種差別撤廃基本法を求める議員連盟」が成立、翌年の法案提出への直接的な端緒となった。
- *8 とはいえこうした動きもまた、それ以前の蓄積の上に成立したものだという点についても付記しておかなければならない。こうした点を含めた近年の反レイシズム運動の動向については、明戸・曹・清原・富永（2015）参照。
- *9 2014 年の人種差別撤廃委員会の審査の過程については、反差別国際運動日本委員会（2015）参照。
- *10 有田芳生の Twitter による (<https://twitter.com/aritayoshifu/status/697611481123201025>)。
- *11 URL: <http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/189/pdf/t071890071890.pdf>
- *12 なお当日の審議の様子は映像 (<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?sid=3283&type=recorded>)、議事録 (<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0003/18908060003019a.html>) 両方がウェブ上でアクセス可能である。
- *13 ウォルドロン の議論の詳細については、明戸（2015）参照。

【参考文献】

- 明戸隆浩, 2014a 「訳者解説」 エリック・ブライシュ『ヘイトスピーチ——表現の自由はどこまで認められるか』明石書店
- 明戸隆浩, 2014b 「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈——90 年代の規制論争における公民権運動の『継承』」『アジア太平洋レビュー』11 号, 25～37 頁
- 明戸隆浩, 2014c 「人種差別禁止法とヘイトスピーチ規制の関係を考える——「ゼロからの出発」のために」ヘイトスピーチと排外主義に加担しない出版関係者の会編『NOヘイト！ 出版の製造者責任を考える』ころから
- 明戸隆浩, 2015 「ヘイトスピーチにかかわる「議論」の洗練のために——ジェレミー・ウォルドロン『ヘイトスピーチという危害』を読む」『情況』2015 年 6 月号, 129～134 頁
- 明戸隆浩・曹慶鎬・清原悠・富永京子, 2015 『現代日本における反レイシズム運動』共同研究 中間報告書
- 櫻庭 総, 2012 『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服——人種差別表現及び「アウシュヴィッツの嘘」の刑事規制』福村出版
- 中村一成, 2014 『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件——「ヘイトクライム」に抗して』岩波書店
- 反差別国際運動日本委員会, 2015 『レイシズム ヘイト・スピーチと闘う——2014 年人種差別撤廃委員会の日本審査と NGO の取り組み』解放出版社
- 前田 朗, 2015 『ヘイト・スピーチ法研究序説——差別煽動犯罪の刑法学』三一書房
- 師岡康子, 2013 『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書
- Bleich, E., 2011, *The Freedom to be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press. (= 2014, 明戸隆浩・池田和弘・河村 賢・小宮友根・鶴見太郎・山本武秀訳『ヘイトスピーチ——表現の自由はどこまで認められるか』明石書店)
- Waldron, J., 2012, *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press. (= 2015, 谷澤正嗣・川岸令和訳『ヘイト・スピーチという危害』みすず書房)

The Background and Process of the Deliberation of the Anti-Discrimination Bill in 2015:

The Situation of “the Absence of Legal Approach for Racial Discrimination” in Japan and its Change

AKEDO Takahiro *Kanto-Gakuin University*

Key Words: racial discrimination, hate speech, absence of legal approach

In this paper, I examine how the situation of “the absence of the legal approach for racial discrimination” is changing in Japan through seeing the process of the deliberation and the social background of the anti-discrimination bill submitted to Upper House in 2015. First, I overview the framework of anti-racism legislation in foreign countries and describe the social background of the debate of the anti-discrimination bill in Japan. Second, I examine the point of the bill, especially focusing on the definition of “hate speech” or “racial discrimination.” Third, I summarize the process of the deliberation in the Upper House Judicial Affairs Committee in August 2015 and the media coverage of the bill. Through these examinations, I will indicate that the situation of “the absence of the legal approach for racial discrimination” in Japan is beginning to change slowly but surely.